

市有財産売り払い募集要領

市有財産売り払い一般競争入札において落札されなかった物件について、次のとおり先着順にて売却します。なお、売却物件は予告なく取下げることがあります。

申請される方は、この要領をよく読み、内容を把握した上で、申請ください。

<目次>

	(ページ番号)
1 売却物件	1 ～ 3
2 申請者の資格	3
3 申請方法等	3 ～ 5
4 買主の決定方法	5
5 売買契約の締結と売買代金の支払い方法	5
6 契約に付す条件	5 ～ 6
7 所有権の移転及び物件の引渡し	6
8 留意事項	6 ～ 7
9 問合せ先	7
10 参考法令	7 ～ 10

1 売却物件

売却物件は次のとおりです。

1	土地	所在地番	富山市西荒屋5番38
		地目	宅地
		地積（公簿／実測）	107.88㎡／107.88㎡
		所在地番	富山市西荒屋5番39
		地目	宅地
		地積（公簿／実測）	230.16㎡／230.16㎡
		所在地番	富山市西荒屋5番67
		地目	宅地
		地積（公簿／実測）	4.39㎡／4.39㎡
		所在地番	富山市西荒屋5番68
		地目	宅地
		地積（公簿／実測）	9.60㎡／9.60㎡
		所在地番	富山市西荒屋5番84
		地目	公衆用道路
		地積（公簿／実測）	42.00㎡／42.67㎡
	価格		7,260,000円
2	土地	所在地番	富山市大野952番1
		地目	原野
		地積(公簿/実測)	12,888.00㎡／12,888.13㎡
		所在地番	富山市大野952番4
		地目	原野
		地積(公簿/実測)	4,991.00㎡／4,991.96㎡
	価格		18,000,000円
3	土地	所在地番	富山市婦中町島田261番1
		地目	宅地
		地積（公簿／実測）	2,428.57㎡／2,428.57㎡
		所在地番	富山市婦中町小倉字島畑1484番2
		地目	宅地
		地積（公簿／実測）	1,334.69㎡／1,334.69㎡
	価格		25,200,000円

4	土地	所在地番	富山市水橋辻ヶ堂字山田割 1 3 5 番 1
		地目	宅地
		地積（公簿／実測）	8 2 . 5 8 m ² ／8 2 . 5 8 m ²
		所在地番	富山市水橋辻ヶ堂字山田割 1 3 6 番 1
		地目	宅地
		地積（公簿／実測）	1 3 5 . 9 7 m ² ／1 3 5 . 9 7 m ²
		所在地番	富山市水橋辻ヶ堂字山田割 1 3 7 番 2
		地目	宅地
		地積（公簿／実測）	1 7 6 . 1 4 m ² ／1 7 6 . 1 4 m ²
		所在地番	富山市水橋辻ヶ堂字山田割 1 3 8 番 2
		地目	宅地
		地積（公簿／実測）	3 2 6 . 5 2 m ² ／3 2 6 . 5 2 m ²
		所在地番	富山市水橋辻ヶ堂字山田割 1 3 9 番 2
		地目	宅地
		地積（公簿／実測）	3 5 5 . 8 8 m ² ／3 5 5 . 8 8 m ²
		所在地番	富山市水橋辻ヶ堂字山田割 1 4 0 番 2
		地目	宅地
		地積（公簿／実測）	1 6 9 . 5 5 m ² ／1 6 9 . 5 5 m ²
	土地	所在地番	富山市水橋辻ヶ堂字山田割 1 4 0 番 3
		地目	宅地
		地積（公簿／実測）	2 8 . 4 5 m ² ／2 8 . 4 5 m ²
	価格		2 , 6 1 0 , 0 0 0 円
5	土地	所在地番	富山市上大久保字上水花割 2 0 3 5 番 1
		地目	雑種地
		地積（公簿／実測）	6 4 7 m ² ／6 4 7 . 3 7 m ²
	価格		6 , 3 4 0 , 0 0 0 円
6	土地	所在地番	富山市大島二丁目 5 6 6 番 2
		地目	宅地
		地積（公簿／実測）	3 5 1 . 6 1 m ² ／3 5 1 . 6 1 m ²
	価格		5 , 4 5 0 , 0 0 0 円
7		所在地番	富山市西大沢 5 8 1 番 1
		地目	雑種地
		地積（公簿／実測）	5 4 5 m ² ／5 4 4 . 5 2 m ²

8		所在地番	富山市西大沢581番8
		地目	雑種地
		地積（公簿／実測）	11m ² ／11.24m ²
	価格		2,510,000円
		所在地番	富山市北代字中尾210番26
		地目	宅地
		地積（公簿／実測）	118.68m ² ／118.68m ²
		所在地番	富山市北代字中尾210番44
		地目	宅地
		地積（公簿／実測）	96.16m ² ／96.16m ²
	価格		2,760,000円

【留意事項】

売却物件の詳細については、物件調書をご覧ください。物件調書は管財課窓口及び富山市公式ウェブサイト上で公開します。

2 申請者の資格

個人法人を問いません。ただし、次に該当する方は申請することはできません。

なお、資格の確認に当たり、富山市暴力団排除条例（平成24年条例第13号）により、申請者が暴力団関係者でないことを、富山中央警察署を通じて富山県警察本部に照会することがありますのでご了承ください。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (3) 富山市暴力団排除条例（平成24年条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 市町村税又は国税を滞納している者
- (5) 過去2年の間に、富山市が行った土地又は建物の一般競争入札による売却において、落札者とされたにもかかわらず契約を締結せず、又は締結した契約を誠実に履行しなかった者

3 申請方法等

- (1) 申請受付期間等

ア 期間 令和8年9月18日（金）から令和9年3月31日（水）まで（富山市の休日を定める条例（平成17年富山市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下、「休日」という。）を除く。）

※ 売却物件は、上記期間中であっても予告なく取下げることがあります。

イ 時間 午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 場所 富山市新桜町7番38号
富山市役所西館4階 管財課財産管理係

エ 方法 受付期間内に受付場所へ必要書類を持参

(2) 必要書類

ア 申請書類

(ア) 市有財産売却申請書

(イ) 誓約書

(ウ) 委任状（代理人が申請手続きを行う場合）

イ 添付書類（発行日から3箇月以内のもので原本）

<個人の場合>

(ア) 国税に関し未納がないことを証する納税証明書（その3の2） 1通
（住所地を所轄する税務署にて交付のもの）

(イ) 市町村税に関し未納がないことを証する納税証明書 1通
（住所のある市町村の税窓口にて交付のもの）

(ウ) 印鑑登録証明書 1通

(エ) 身分証明書（日本国籍の方のみ） 1通
（本籍地のある市町村で交付のもの）

(オ) 登記されていないことの証明書（外国籍の方のみ） 1通
（最寄りの法務局で交付のもの）

<法人の場合>

(ア) 国税に関し未納がないことを証する納税証明書（その3の3） 1通
（本社の所在地を所轄する税務署にて交付のもの）

(イ) 市町村税に関し未納がないことを証する納税証明書 1通
（本社のある市町村の税窓口にて交付のもの）

(ウ) 履歴事項全部証明書 1通

(エ) 印鑑証明書 1通

(3) 注意事項

ア 電話、郵送による受付は行いません。

イ 「市町村税に関し未納がないことを証する納税証明書」については、発行する市町村により名称が異なる場合があります。発行されない市町村は、当該市町村（東京都特別区は都）に賦課されている全ての税についての最新の納税証明書を添付してください。

- ウ 共有名義による申請も可能です。この場合、共有者全員の添付書類が必要です。
- エ 複数の物件について、申請をする場合の添付書類は、原本1通とコピーで構いません。
- オ 売買契約及び所有権移転登記は市有財産売払申請書に記載された名義でしか行いません。
- カ 提出された書類は、理由の如何に関わらずお返ししません。

4 買主の決定方法

- (1) 申請に必要な書類を先に提出し、受理された方を買主として決定します。
- (2) 申請受付開始時点において、同一の物件に関する申請書類を提出する申請者が管財課窓口複数人いた場合は、抽選により順番を決定します。

5 売買契約の締結と売買代金の支払い方法

- (1) 本市との売買契約は、買主決定の日から15日以内（休日を除く。）に締結します。
- (2) 売買契約書（市保管のもの1部）に貼付する収入印紙は、買主の負担となります。
- (3) 売買代金は、契約締結日から30日以内に本市の発行する納入通知書によりお支払いください。

6 契約に付す条件

売買契約には、次の用途等の条件を付します。

- (1) 用途等の制限
 - ア 売却物件を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに規定する者、反社会的団体及びその構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に供してはならない。
 - イ 売却物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。
 - ウ 騒音、悪臭が発生する又は環境を汚染する用に供してはならない。
 - エ 物件番号2については、契約締結後、速やかに船峯土地改良区に利用方法を連絡しなければならない。また、隣接する大野952番4の進入路の使用、周辺水路の利用及び地元町内会等への協力金について、船峯土地改良区に十分確認するとともに、周囲の富山市が管理する農道の利用については、農林事務所農地林務課に確認しなければならない。
 - オ 売却物件の所有権を第三者に移転する場合には、アからウまでに定める事項を承継させなければならない。ただし、物件番号2の場合、アからウまでに定める

事項に加え、エに係る事項（第三者への所有権移転時は、「契約締結後、速やかに」を「船峯土地改良区と協議の上、適切な時期に」と読み替える。）についても承継させなければならない。

カ 売却物件を第三者に使用させる場合には、アからウまでに定める事項に反する使用をさせてはならない。

(2) 実地調査等

本市は、(1) に定める内容に関し必要があると認めるときは、実地調査を行い又は買主に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(3) 違約金

(1) 又は(2) に違反した場合は、違約金として売買代金の100分の10に相当する金額を、本市に支払わなければならない。

7 所有権の移転及び物件の引渡し

(1) 売買代金の支払い確認後に所有権は移転し、所有権の移転と同時に現況有姿で引渡しがあったものとします。

(2) 物件の引渡し後、本市において土地の所有権移転登記手続きを行い、所有権移転登記が完了次第、買主に登記識別情報通知をお渡しします。所有権移転登記は、登記地積で行います。

(3) 所有権移転登記時に課税される登録免許税及び所有権移転後の公租公課等は、買主の負担となります。

(4) 所有権移転登記手続きに際して、次の書類を提出してください。

ア 売買代金の領収証書の写し

イ 所有権移転登記請求書

ウ 登録免許税納付の領収証書又は収入印紙

エ 住民票（個人番号（マイナンバー）の記載のないもの、個人の方のみ。）

8 留意事項

(1) 物件調書の内容と現況が相違する場合には、現況を優先します。

(2) 上記記載のとおり、売却物件については、現況有姿での引渡しとなりますので、必ず事前に現地、現況及び近隣状況を確認し、この募集要領を熟読して、内容を把握した上で申請をしてください。

(3) 売却物件の敷地内に電柱（電話柱等を含む。）、支線及び道路標識（カーブミラー等を含む。）等がある場合の移設又は撤去等の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等にお問い合わせください。本市ではこれらについて対応しません。

(4) 売却物件の敷地内にフェンス、塀、柵、看板、外灯及びその他付属工作物が設置されている場合、これらの工作物の補修、改修、撤去及びその費用負担等について本市は対応しません。

- (5) 物件調書に特段の記載のない限り、土地に関する埋設物、土壤汚染及び地盤調査並びに建物に関するアスベスト調査は行っていません。
- (6) 売却物件の敷地内にゴミ、ガラ、碎石及びその他埋設物等が存在する場合がありますが、撤去及びその費用負担等について本市は対応しません。
- (7) 越境物等に関する隣接土地所有者等との協議は、すべて買主において行っていただきます。
- (8) 買主は、売買契約締結後、売却物件の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。
- (9) 本募集要領に定めのない事項は、本市契約規則その他関係法令に定めるところによります。

9 問合せ先

富山市新桜町7番38号（富山市役所西館4階）
富山市役所財務部管財課財産管理係
電話 076-443-2023
FAX 076-431-7665

10 参考法令

地方自治法（抄）

（職員の行為の制限）

第二百三十八条の三 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第一百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

富山市暴力団排除条例（抄）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

（市の事務及び事業における措置）

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を市が実施する入札に参加させないことその他の必要な措置を講ずるものとする。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

七 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。

八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三十二条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

一 指定暴力団員

二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

三 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの

四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

富山市の休日を定める条例（抄）

(市の休日)

第1条 次に掲げる日は、市の休日とし、市の機関の執務は、原則として行わないものとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（抄）

(用語の意義)

第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

一 キヤバレー、待合、料理店、カフェその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業

二 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を十ルクス以下として営むもの（前号に該当する営業として営むものを除く。）

三 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの

四 まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業

五 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画

された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）

- 5 この法律において「性風俗関連特殊営業」とは、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業をいう。